

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：

見附市、伊達市、新潟市、三条市、岐阜市、高石市、豊岡市、浦安市、大田原市、岡山市、筑波大学、株式会社つくばウエルネスリサーチ

1 地域活性化総合特別区域の名称

健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

※スマートウエルネスシティ（Smart Wellness City；以下、SWC とする）

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまち（スマートウエルネスシティ）を構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創る

1. 『住んでいるだけで「歩いてしまう（歩かされてしまう）、歩き続けてしまう」まちづくり』により、健康づくりの無関心層を含む地域住民全体の日常の身体活動量を増加させる（全体を底上げする）ことで、生活習慣病の予防やソーシャルキャピタルの向上等により、地域住民が「健やかで幸せ」に暮らせる社会を実現する。
2. 交通権（公共交通等による移動できる、歩いて暮らせる権利、移動権ともいう）の理念を先取りし、公共交通の拡充、利便性向上により、過度に車に依存しなくても生活できる環境づくりを推進する。
3. 住んでいるだけで「歩いてしまう（歩かされてしまう）、歩き続けてしまう」まちづくり、というポピュレーションアプローチ¹手法を、申請 10 市の複数のフィールドで実証することで、日本全国に展開可能な「社会技術」（各自治体がすぐに利活用可能な汎用的なツール）として確立する。

生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち（健幸なまち：スマートウエルネスシティ）を創造することで、高齢化・人口減少社会の進展による地域活力の沈下を防ぎ、もって、地域活性化に貢献するものである。

目標設定の解説

スマートウエルネスシティ首長研究会²（以下、SWC 首長研究会とする）は、これからの高齢化・人口減少社会において各自治体が目指すべき姿を「医学的に健康な状態のみならず、地域において社会参加している」状態とし、それを『健幸』（健やかで幸せな生活）と定義した。

本研究会では、過去 2 年間の研究活動により、高齢化・人口減少が進んでも地域住民が『健幸』であるために

ポピュレーションアプローチ¹．．．高いリスクの住民を対象に絞り込んで対処するハイリスクアプローチに対して、対象を限定せずに地域住民全体へ働きかけることで、地域全体のリスクを低減する取り組み

スマートウエルネスシティ首長研究会²．．．福島県伊達市、新潟県新潟市、三条市、見附市、妙高市、栃木県大田原市、茨城県つくば市、牛久市、取手市、埼玉県さいたま市、志木市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、熊本県天草市、鹿児島県指宿市、福岡県飯塚市、大分県豊後高田市 以上 12 府県 18 市（2011 年 9 月 30 日現在）の首長によって構成されるスマートウエルネスシティの実現に向け、自ら実践することを是とする政策研究組織

は、まず、生活習慣病の増加、寝たきりの増加、要介護者の増加等を削減することが必要であり、この実現には、地域において多数を占める健康づくりの無関心層を含む地域住民全体へのポピュレーションアプローチにより、地域住民全体の日常の身体活動量の増加(底上げ)が必須であることを認識した。

一方、従来型のポピュレーションアプローチ的な取り組みの延長では、その効果に限界があることが分かっており、海外の成功事例、及び、最新の研究成果に基づき、そこに住んでいるだけで「歩いてしまう(歩かされてしまう)、歩き続けてしまう」まちづくりを手法とし、現在の過度に車に依存した便利追求型の生活様式から「歩く」ことを基本とした「自律的な」生活様式へ転換することで、日常の身体活動量の増加(底上げ)を実現する。

また、この新しい手法を特定地域の特別な前提条件に依存して実現するのではなく、一般化した仮説と、地域特性に応じた実証パターンとの組み合わせとして設計し、都市規模に加えて文化や地域特性の異なる7市の実証フィールドにおける創意工夫と、筑波大学等による科学的なエビデンスを集約して全国に展開可能な「社会技術」として確立する。

② 評価指標及び数値目標

I:「歩いて暮らせる」を基盤とした地域の「健幸社会」の実態を把握できる総合評価指標の開発

評価指標 1) 総合評価(生活習慣病や寝たきりリスク等の医学的指標、「歩く」を基盤とした近隣環境の整備状況、身体活動量、ソーシャルキャピタル、ヘルスリテラシー)指標としての「健幸度」の開発

指標イメージとしては、絶対値評価もしくは 100 点満点での評価。

数値目標 1) 絶対値評価の場合、平成 24 年度を基準として 25%の改善。100 点式の場合、75 点以上を達成。

平成 24 年度中に指標設計を完了し、総合特区の介入効果をこの指標を利用して評価するとともに、指標の設計を検証する。これらの評価・検証を経て平成 25 年度末に指標開発完了する。

II:住民の健康度の評価

評価指標 2) 地域住民の生活習慣病リスクと転倒リスク

生活習慣病リスクは、内臓脂肪型肥満、高血糖、高血圧、及び、高脂血の複合的指標、いわゆるメタボリックシンドローム判定に基づきリスク評価する。転倒リスクは、筋量低下、膝関節痛、腰痛、及び、転倒・つまづき経験から複合的指標を作成し、リスク評価する。これらの予防的視点の指標に加えて、生活習慣病や骨・関節疾患の患者数も評価指標とする。

数値目標 2) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

- ①メタボリックシンドローム該当者と予備群の人数を、平成 24 年度の 26%から 20%以下にする。
- ②60 歳代の転倒リスク保有者を 20%以上減少させる。
- ③健診受診率を 70%以上に上げる。

III:地域の社会的健康度の評価

評価指標 3) 地域、及び、住民のソーシャルキャピタル(コミュニティ活性化)

数値目標 3) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

ソーシャルキャピタルについては、基準値がまだ国際的にも規定されていないことから、総合特区開始前と平成 28 年度の評価時に統計的に優位に向上することを目標と位置づける。

評価指標 4) 地域住民のヘルスリテラシー³

数値目標 4) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

住民全体(40 歳以上)の 50%以上を Communicative/interactive literacy レベル(積極的に情報を獲得できる能力)から Critical literacy レベル(情報を批判的に吟味して、自分の行動変容に活用できる能力)に引き上げる。

※現時点の Critical literacy レベルは住民全体の約 30%と推測

Ⅳ: 健康まちづくりの評価

評価指標 5) 地域住民における 1 日の歩行数

数値目標 5) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

70 歳未満の成人において 1 日平均 9,000 歩(厚生労働省ガイドライン)達成者の割合を現状の 30%から 60%以上に上げる。

評価指標 6) 日常の主移動手段

数値目標 6) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

市内の主移動手段として徒歩、及び、公共交通利用者の割合を、都市部の自治体における都市圏においては 40%以上、地方土地、及び都市部の非都市圏においては 30%以上に上げる。(参考:新潟市の都市圏は 21.1%。データを持たない自治体については平成 24 年度中に「歩いて暮らせるまちの再構成」事業を実施する前のデータを取得する。)

評価指標 7) 高齢者就労率、及び、社会生活への参加率

数値目標 7) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

現状で高齢者就労率 7 市平均 22.42%を 30.0%以上に上げる。高齢者の社会生活への参加率は、現状において 7 市全ては把握していないため、平成 24 年度中に調査して目標値を設定する予定。

Ⅴ: 「健康度」増加にともなう医療経済的評価

評価指標 8) 一人当たり医療費の増加率の抑制

数値目標 8) 平成 28 年度末に、増加率を 20%抑制する。

評価指標 9) 介護認定率の増加率の抑制

数値目標 9) 平成 28 年度末に、対前年比マイナスとする

ヘルスリテラシー³... 個人が、健康課題に対して適切に判断を行うために、必要となる基本的な健康情報やサービスを獲得、処理、そして理解する能力 (USA, Healthy people 2010)。Nutbeam (2000) によると次の 3 段階に分類される。①Functional / basic literacy レベル (基本的な読み書き、理解する能力)、②Communicative / interactive literacy レベル (積極的に情報を獲得できる能力)、③Critical literacy レベル (情報を批判的に吟味して、健康の決定要因の変化に活用できる能力)

VI: 中心市街地の地域活性化

評価指標 10) モデル地区の中心市街地商店街の一日当たりの平均歩行者通行量

数値目標 10) 平成 28 年度末に以下の目標を達成する。

各モデル地区の状況に応じて商店街の一日当たりの平均歩行者通行量を 2～3 倍にあげる

3 特定地域活性化事業の名称

自治体共用型健康クラウドの整備（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまち（スマートウェルネスシティ）を構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、「歩いて暮らせるまちへの再構成によるポピュレーションアプローチの実現」および「自治体共用型健康クラウドの導入による持続可能かつ、客観的な政策評価手法の確立」、「健康づくり無関心層の行動変容を促進するインセンティブ制度の創設」に係る取組を行っていく。

①歩いて暮らせるまちへの再構成（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、別紙 2－3）

※別紙 2－3 の枝番 1／7

②自治体共用型健康クラウドの整備（健康情報活用基盤構築事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 の枝番 2／7

③自治体共用型健康クラウドの活用（地域イノベーション創出実証研究補助事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 枝番 3／7

④歩いて暮らせるまちへの再構成（地域新成長産業創出促進事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 枝番 4／7

⑤歩いて暮らせるまちへの再構成（地域新産業戦略推進事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 枝番 5／7

⑥健康づくり無関心層の行動変容の促進、および成果向上のインセンティブ策の具体化
（国民健康保険財政調整交付金事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 枝番 6／7

⑦健康づくり無関心層も含めた多数の国民がスポーツライフ化を可能とするインセンティブ方法の検討（スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業、別紙 2－3）

※別紙 2－3 枝番 7／7

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙 2－8）

別紙 2－8 に別途記載。

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・[ライジングボラード（自動昇降式車止）による車両通行制限実施]

→警察庁、国土交通省より現行法で対応可能との結論を受け、ライジングボラードの設置に向

け各市関係者との協議を進めている。

- ・[連節バス（BRT）の導入と拡大に向けた手続きの簡素化]

→道路法、道路運送法、道路運送車両法の許認可に要する期間の短縮及び特殊車両通行許可期間の延長について現行法で対応が可能との見解が示され、簡素化に向けた関係機関との協議が行えることとなった。

- ・[地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定]
- ・[政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報をも寄せる制度の実現]

→上記2点を規制の特例措置として提案し、厚生労働省及び消費者庁より、現行法で対応可能であるとの見解を頂いた。

別紙 2－3 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）【1／7】

1 一般地域活性化事業の名称

歩いて暮らせるまちへの再構成（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

A. 河川区域内でのウォーキング利便施設の整備

河川区域内でのウォーキング利便施設を整備し、歩きやすい環境を整え、市民の歩行及び自転車による身体活動向上の一助とする。

B. 市民に対する買物支援サービスの充実

市民に対する買物支援サービス事業によってつながったお客様が中心市街地へ出てきてもらうきっかけとなり、まちなかにぎわい創造、いきいきウォーキング促進に資する。

②支援措置の内容

A. ウォーキングコース整備事業（トイレ整備）

市外などの遠方からの利用者や、長時間のウォーキングに対応するため、柳ヶ瀬・長良川河川区域内の必要な箇所にトイレを設置する。

B. まちなかにぎわい創造事業（まちあるき）・いきいきウォーキング促進事業（拠点整備）

高齢者や子育て世代、やむを得ない病気や怪我等により外に出たくても出れない方など買い物に行くことが困難な方をフォローする買い物ご用聞きサービス（商品宅配サービス）を実施する。

地元商店の有志からなる任意の団体「さんじょうご用聞き笑店街」が運営し、商品の宅配も地元商店主が担っており、顔の見える商店街として依頼主とのコミュニケーションは大変好評を得ており、さんじょうご用聞き笑店街が酒類を直接取り扱う体制をつくる。また、利用者が中心市街地に出てくるきっかけとして、歩いてもらえる環境作りを目指している。

③事業実施主体

A. 岐阜市、B. 三条市

④事業が行われる区域

A. 柳ヶ瀬ウェルネスエリア、長良川ウェルネスエリア（忠節橋から鵜飼大橋までの長良川河川区域）

B. 三条小学校区とその周辺区域

⑤事業の実施期間

A. 平成23年度～、B. 平成23年度～

⑥その他

特になし

別紙 2－3 健康情報活用基盤構築事業【2／7】

1 一般地域活性化事業の名称

自治体共用型健康クラウドの整備（健康情報活用基盤構築事業）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

地域が、科学的根拠に基づいて成果の出る健康づくり施策を、現在の限られた人材力でも自律的に推進出来ることを下支えできる仕組みとして、自治体共用型健康クラウド（データベースと解析知能化エンジンの搭載）を構築する。

②支援措置の内容

1) 自治体共用型健康クラウドの整備

自治体共用型健康クラウド（データベースと解析知能化エンジンの搭載）を整備する。

2) 現在と将来の地域の健幸状態を表わす総合指標、及び、解析知能化エンジンの開発

自治体が保有している国民健康保険加入者のデータに加えて、協会けんぽや企業健保等のデータも一元化したデータベースを構築する。さらに、介護保険の情報とも一元化を試みる。それらのデータ分析に必要な個人に関する情報（ライフスタイルや住居の近隣環境等）を特定健診の問診票に加えて恒常的に収集する仕組みも構築する。そして、それらのデータを基に高度なデータマイニング手法を駆使して、現在、及び、将来、さらに施策効果のシミュレーションを行う健幸度解析知能化エンジンを開発する。

3) ヘルスリテラシーに応じた情報提供システムの整備

ヘルスリテラシーの向上に寄与することが確認された双方向通信で、操作性が容易なデジタルフォトフレームを活用して、健康クラウドの活用により類型化されたそれぞれの住民のリテラシーレベルにマッチした形での行動変容を促す情報を定期的に配信し、健康づくり無関心層を含めた住民のヘルスリテラシーを向上させる事業を行う。

③事業実施主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定

④事業が行われる区域

伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市

⑤事業の実施期間

平成23年度～

⑥その他

特になし

別紙２－３ 地域イノベーション創出実証研究補助事業【３／７】

１ 一般地域活性化事業の名称

自治体共用型健康クラウドの活用（地域イノベーション創出実証研究補助事業）

２ 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

申請７自治体を対象に、高度なデータマイニング技術を用いた「まちづくり施策・分析エンジン」により「まちづくり施策」の評価を行い、事業化に向けた実証研究を行う。

②支援措置の内容

「地域イノベーション創出実証研究補助事業」による実証研究に要する経費の補助。実証研究の内容としては、下記内容を実施する。

（１）まちづくり施策・分析エンジンの実証研究

スマートウェルネスシティの実現に向けた「まちづくり施策」を評価するため、高度なデータマイニング技術を用いた分析エンジンの実証研究を行う。具体的には、評価指標開発や分析アルゴリズムのシステム開発（テストデータによるプロトタイプ）と各自治体を実施するまちづくり施策等を踏まえた、事業化に向けた実証研究を行う。

（２）総合的評価による実証研究

自治体共用型健康クラウドにより開発される健幸状態を表わす指標等と、本事業で開発される「まちづくり施策・分析エンジン」による指標の両面からの総合的な評価方法、ならびにその仕組みを動かすシステムについて、事業化に向けた実証研究を行う。

③事業実施主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定された研究体

④事業が行われる区域

伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市

⑤事業の実施期間

平成２４年度～２５年度

⑥その他

特になし

別紙 2－3 地域新成長産業創出促進事業【4／7】

1 一般地域活性化事業の名称

歩いて暮らせるまちへの再構成（地域新成長産業創出促進事業）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

地域の成人住民の7割を占める運動習慣のない健康無関心層に対して、効果的に行動変容を促す社会技術（ヘルスリテラシー向上させるための情報提供、インセンティブ制度、健康サービス産業の在り方等）について、広域的な産学官ネットワークによる調査研究を行い、健康無関心層の行動変容に伴う健康サービス産業の創出・発展につなげる。

②支援措置の内容

「地域新成長産業創出促進事業」による産学官ネットワークによる研究会開催や調査等に対する補助。

具体的な支援措置内容は以下の通り。

(1) 産官学ネットワークによる研究会の開催

(2) 社会技術標準化のための調査事業

①ヘルスリテラシーを向上させるための情報提供の仕組み（広報戦略）の調査

②健康無関心層の行動変容を促すためのインセンティブ制に関する調査

③自治体と連携した持続可能な健康サービス産業の可能性の調査

③事業実施主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定

④事業が行われる区域

伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市

⑤事業の実施期間

平成24年度

⑥その他

特になし

別紙 2－3 地域新産業戦略推進事業【5／7】

1 一般地域活性化事業の名称

歩いて暮らせるまちへの再構成（地域新産業戦略推進事業）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

地域住民の約7割を占める健康づくり無関心層に対してヘルスリテラシーを向上し、行動変容を促すためのポピュレーションアプローチを可能とする社会技術（ヘルスリテラシー向上させるための情報提供、インセンティブ制度等）の構築について、広域的な産学官ネットワークによる調査研究を行い、健康づくり無関心層を取り込めるヘルスケアサービス産業の創出・発展に貢献する。

②支援措置の内容

「地域新産業戦略推進事業」による調査等や産学官ネットワークによる研究会開催に対する補助。
具体的な支援措置内容は以下の通り。

- (1) 産官学ネットワークの研究会の開催
- (2) 社会技術標準化のための調査事業
 - ①自治体広報誌およびタブレット端末を活用した健康情報提供サービスの仕組みの調査
 - ②住民の健康づくりの開始と継続に寄与するインセンティブの在り方に関する調査
- (3) ヘルスケア産業の活性化に資するための普及啓発活動

③事業実施主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定

④事業が行われる区域

伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市

⑤事業の実施期間

平成25年度

⑥その他

特になし

別紙 2－3 国民健康保険財政調整交付金事業【6／7】

1 一般地域活性化事業の名称

健康づくり無関心層の行動変容の促進、および成果向上のインセンティブ策の具体化（国民健康保険財政調整交付金事業）

2 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

健康づくり無関心層の行動変容を促すことのできるインセンティブのもと、健康ポイントを活用した健康づくり事業を実施する。

②支援措置の内容

「国民健康保険財政調整交付金事業」によるインセンティブ策を用いた保健事業の実施とインセンティブ制度構築のための調査研究に要する経費の補助。具体的な支援措置内容は以下の通り。

- (1) 健康づくりの開始に関するインセンティブ策を用いた保健事業
- (2) 健康ポイントの制度設計
- (3) 健康ポイント制度運用に必要な ICT インフラの検証等

③事業実施主体

見附市、三条市

④事業が行われる区域

見附市、三条市

⑤事業の実施期間

平成 25 年度

⑥その他

特になし

別紙２－３ スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業【７／７】

１ 一般地域活性化事業の名称

健康づくり無関心層も含めた多数の国民がスポーツライフ化を可能とするインセンティブ方法の検討（スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業）

２ 一般地域活性化事業の内容

①事業概要

中高齢者の一般人を対象とした、自治体主導型のスポーツ振興制度として、どのようなインセンティブ付スポーツ・運動健康プログラムが効果的であるかを検証すること。

②支援措置の内容

「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業」によるインセンティブ策を用いた運動健康プログラムの実施とその効果の検証に要する経費の補助。具体的な支援措置内容は以下の通り。

- 1)健康無関心層へのアプローチの成果を出すための普及啓発活動の検証
- 2)インセンティブ付スポーツ運動健康プログラムの健康無関心層の行動変容に及ぼす影響の検証

③事業実施主体

見附市、伊達市、高石市、浦安市、大田原市、岡山市

④事業が行われる区域

見附市、伊達市、高石市、浦安市、大田原市、岡山市

⑤事業の実施期間

平成２６年度～

⑥その他

特になし

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

自治体共用型健康クラウドの整備（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社常陽銀行

株式会社三井住友銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、「自治体共用型健康クラウドの整備」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「自治体共用型健康クラウドの整備」の具体的内容は、次のとおり。

- 1) 自治体共用型健康クラウドデータベースの構築と解析知能化エンジンの搭載
- 2) 現在と将来の地域の健康状態を表わす総合指標、及び、解析知能化エンジンの開発として、①自治体が保有している国民健康保険加入者のデータに加えて、協会けんぽや企業健保等のデータも一元化したデータベース構築、②介護保険の情報とも一元化を試行、③これらのデータ分析に必要な個人に関する情報（ライフスタイルや住居の近隣環境等）を特定健診の問診票に加えて恒常的に収集する仕組みの構築、④以上のデータを基に高度なデータマイニング手法を駆使して、現在、及び、将来、さらに施策効果のシミュレーションを行う健康度解析知能化エンジンの開発
- 3) ヘルスリテラシーに応じた情報提供システムの整備として、ヘルスリテラシーの向上に寄与することが確認された双方向通信で、操作性が容易なデジタルフォトフレームを活用して、健康クラウドの活用により類型化されたそれぞれの住民のリテラシーレベルにマッチした形での行動変容を促す情報を定期的に配信し、健康づくり無関心層を含めた住民のヘルスリテラシーを向上させる事業

以上の「自治体共用型健康クラウドの整備」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「科学的・客観的なエビデンスに基づき、地域住民の健康状態を的確に把握できる仕組みの構築」及びその解決策である「健康クラウドの導入による持続可能かつ客観的な政策評価手法の確立」とも整合している。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第十号 地域住民の健康の保持増進に資する事業

別紙２－８　＜地域において講ずる措置＞

１．地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

○伊達市

- ・ウェルネスコミュニティ形成計画策定

（平成23年度予算額 9,000千円 平成24年度予算額：16,000千円予定）

※平成24年度の金額は現段階における予定額

○新潟市

- ・早川堀通り整備（平成21年度～平成25年度 総額1,353百万）

- ・新たな交通システムの導入検討（平成23年度 30百万、平成24年度 47百万 ※H25以降未定）

※平成24年度以降の金額は、現段階における予定額

○三条市

- ・まちづくりサポート交付金

地域資源、人材を活かした豊かで活力ある地域社会の実現と市民と行政の協働のまちづくりを推進する。（平成18年度より設置／平成23年度予算額 15,000千円）

○見附市

- ・健康運動事業への財政措置（平成14年度より措置／平成23年度予算額 53,000千円）

○岐阜市

- ・長良川ツーデーウオーク補助金（平成18年度より措置／平成23年度予算額：300千円）

- ・中心市街地空き店舗活用事業補助金（平成9年度より措置／平成23年度予算額：67,000千円）

- ・総合型地域スポーツクラブ育成補助金（平成11年度より措置／平成23年度予算：2,000千円）

○高石市

- ・社会資本整備総合交付金（平成23年度より措置／平成23年度予算額：約10,000千円）

○豊岡市

- ・笑顔あふれる健康マイレージ「健康ポイント制度」

（平成23年度より措置／平成23年度予算額：1,000千円 平成24年度予算額：1,500千円）

- ・総合健康ゾーン診療所（運動療法のための運動負荷試験に特化した診療所）

（平成23年度より措置／平成23年度予算額：4,000千円 平成24年度予算額：5,325千円）

- ・健康づくり推進モデル事業（行政区単位で健康づくりに取り組む地区を指定。健康指標、ソーシャルキャピタルへの効果を検証）（平成24年度より措置／平成24年度予算額：9,937千円）

２．地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

○伊達市

- ・歩いて暮らすための条例化として、健幸都市推進条例（仮称）を制定（平成24年6月予定）

○新潟市

- ・誰もが移動しやすく快適に歩けるまちを目指し、理念等を明確にするとともに、市民意識の向上などをはかり、市民とその目的を共有するために「（仮称）移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を、平成24年度に制定予定。

○見附市

- ・平成24年3月市議会に「見附市健幸基本条例」及び「見附市歩こう条例」を上程予定
- ・自転車安全通行条例制定予定

- ・区画道路（幹線道路以外の住宅街及び農村集落道路）における安全通行条例制定予定
- ・商店街における安全通行確保に関する条例制定予定

○岐阜市

- ・岐阜市まちを美しくする条例
（緑豊かな自然と歴史を有する本市の美観を保全し、清潔で美しく快適な生活環境を確保）
- ・岐阜市くらしの安全条例
（市民のくらしの安全を確立するためのまちづくり）
- ・岐阜市自転車等の放置の防止に関する条例
（通行機能及び歩行者の安全の保持並びに災害時の防災活動の確保）
- ・岐阜市自転車等駐車場条例
- ・岐阜市放置自動車等防止条例
- ・岐阜市違法駐車等の防止に関する条例
（道路が公共の施設として一般交通の用に供されることを確保）
- ・岐阜市自転車等駐車場附置義務条例
（自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理）
- ・岐阜市レンタサイクル条例
（レンタサイクル（貸し出し用自転車）及びレンタサイクルポート（専用駐車場）の利用）
- ・岐阜市コミュニティセンター条例
（地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成を目的に8ヶ所設置）
- ・岐阜市高齢者おでかけバスカードに関する規則

○高石市

- ・街路へのウォーキングステーション（情報確認端末機）の設置許可を可能（地域独自の規制の緩和）

○豊岡市

- ・コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例
市民の健康で文化的な生活の確保を目的に、コウノトリと共に生きるまちづくりを進めるための環境の保全に関する基本的事項について規定。
- ・本年度、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を議会に提案中
かけがいのないいのちを守るまちづくりを進めるため、生涯を通じて健康で生きがいを持って心豊かに暮らすことができる「歩いて暮らすまちづくり」を進めることについて規定。
- ・本年度、「（仮称）歩いて暮らすまちづくり条例」を制定する予定
健康まちづくりを進めるための基本的事項について規定。

3. 地方公共団体等における体制の強化

○伊達市

- ・平成23年5月 健康福祉部に健幸都市推進室新設（職員：兼任室長1名、兼任1名、専任1名）
- ・平成23年9月 健幸都市実現に向けての市職員研修会（3回実施）
- ・平成24年1月 健幸都市推進室専任1名追加（職員：兼任室長1名、専任2名）

○新潟市

- ・平成23年4月 都市政策部を主管として、保健衛生部、土木部による組織横断体制を構築

- ・関係部署の若手職員によるWGを設け、既存事業の位置づけ確認や、新規事業の洗い出し等の作業を実施
- ・新潟市における重点4プロジェクトの一つに位置づけ全庁で重点的に推進

○三条市

- ・平成23年8月「スマートウェルネス三条推進会議（知的支援基盤）」設置（委員：5名、福祉政策室職員：3名）

○見附市

- ・平成23年5月 企画調整課に「健幸づくり戦略室」を設置

○岐阜市

- ・平成22年5月 まちづくりを含め庁内横断的な健康・医療施策を推進する医療・健康立市推進協議会を設置
- ・平成23年4月 健康部健康政策課にSWC担当職員を1名増員
- ・平成24年1月 スマートウェルネスぎふ推進本部を設置

○高石市

- ・平成23年5月 保健福祉部保健医療課をSWCの担当セクションとして位置づけ
- ・平成24年4月 全庁的な組織再編予定（スマートウェルネスシティ推進室を設置予定）

○豊岡市

- ・平成23年4月 健康福祉部健康増進課に「健康まちづくり推進室」を新設（職員：専任3名）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○伊達市

- ・平成23年8月～9月 霊山掛田モデル地区協議説明
- ・平成23年11月 健幸都市宣言
- ・平成23年11月～12月 霊山掛田モデル地区協議会設立準備委員会
- ・平成24年2月 霊山掛田地区住民説明会（12回）
- ・平成24年2月 健幸都市基本構想の策定予定
- ・平成24年度 健幸都市基本計画策定予定

○三条市

- ・平成23年2月 三条市総合計画（後期実施計画）5つの徹底（政策の柱の一つ）としてスマートウェルネス三条を位置づけ
- ・平成23年8月 スマートウェルネス三条推進計画

○見附市

- ・平成23年3月 「スマートウェルネスみつけの推進」を第4次見附市総合計画（後期基本計画）の重点プロジェクトの一つに位置付け
- ・平成24年度 「健幸まちづくり総合計画」策定予定
- ・自転車安全通行条例制定予定
- ・区画道路（幹線道路以外の住宅街及び農村集落道路）における安全通行条例制定予定
- ・商店街における安全通行確保に関する条例制定予定

○岐阜市

- ・平成23年3月 第二次ぎふ市民健康基本計画にSWCを位置づけ

- ・平成23年4月 市政の4本柱の一つに「医療・健康立市」の重要な施策としてウォーキングによる健康づくりを重点施策と位置づけ

○高石市

- ・平成 23 年 3 月 今後 10 年間（平成 23 年～32 年）を見据えた市全体の方向性について、「市民主体のやさしさと活力あふれる“健幸”のまち」を基本理念とする第 4 次高石市総合計画を策定
- ・平成 24 年 1 月 スマートウェルネスシティの推進に向けて、平成 23 年度～26 年度までの目標と具体的な施策を示した「スマートウェルネスシティたかいし」基本計画を策定

○豊岡市

- ・平成23年6月 スマートウェルネス豊岡構想事務局案の策定
- ・平成23年8月より 外部委員会（条例案検討含む）で構想案検討
- ・平成23年12月 歩いて暮らすまちづくり構想（スマートウェルネス豊岡構想の名称変更）の委員会案の報告を受ける。
- ・平成24年1月 歩いて暮らすまちづくり条例の委員会案の報告を受ける
- ・平成24年3月 歩いて暮らすまちづくり条例案を議会に提案予定。同条例制定を受け、歩いて暮らすまちづくり構想を策定

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	スマートウエルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年8月31日（平成24年2月13日 規約改正）
地域協議会の構成員	【会 長】久住時男（見附市長） 【副会長】細江茂光（岐阜市長） 久野譜也（筑波大学大学院教授） 【監査員】阪口伸六（高石市長） 佐々木政雄（アトリエ74建築都市計画研究所代表取締役社長） 【委 員】仁志田昇司（伊達市長）、篠田 昭（新潟市長） 國定勇人（三条市長）、中貝宗治（豊岡市長） 松原悟朗（㈱国際開発コンサルタンツ 代表取締役社長） 齋藤義男（東日本電信電話㈱ 理事） 志済聡子（日本アイ・ビー・エム㈱ 執行役員） 渡邊理津子（㈱つくばウエルネスリサーチ 代表取締役常務） 松本秀起（㈱三井住友銀行 関東法人営業部長） 村島英嗣（㈱常陽銀行 執行役員営業推進部長）
協議を行った日	第1回協議会：平成23年8月31日、第2回協議会：平成23年9月22日 臨時協議：平成24年2月13日、平成24年6月14日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	第1回協議会 (1)議題 規約制定、役員選出（会長の互選、副会長の互選、監査員の指名）、総合特区の申請方針、今後のスケジュール (2)出席者 伊達市 黒須英敏（健康福祉部健康都市推進室長） 新潟市 池田博俊（都市政策部次長） 三条市 駒形一興（福祉保健部福祉課福祉政策室長） 見附市 久住時男（市長） 岐阜市 鷺見浩司（健康部健康政策課長） 高石市 舩富 学（保健福祉部保健医療課主査） 豊岡市 岡本 環（健康福祉部健康増進課健康まちづくり推進室主任） 筑波大学 久野譜也（教授） ㈱国際開発コンサルタンツ 松原悟朗（代表取締役社長） 東日本電信電話㈱ 森田健一（公共営業部 担当課長） 日本アイ・ビー・エム㈱ 飯島淳一（医療・医療品産業事業部長） ㈱つくばウエルネスリサーチ 渡邊理津子（代表取締役常務） (3) 意見概要（会議結果） ①各市の取り組み内容とゴールイメージをより分かりやすく整理する必

	要がある。 ②歩いて暮らせる健幸なまちを実現するための道筋を具体的に示す必要がある。 ③ターゲット（高齢者、中年層、全体など）を明確化して、具体的な目標を数値で示す必要がある。   協議会の様子 久住会長（見附市長）
	第2回協議会 (1) 議題 状況説明、総合特区の申請ポイント決定、今後のスケジュール (2) 出席者 伊達市 仁志田昇司（市長） 新潟市 篠田 昭（市長） 三条市 渡辺一治（福祉保健部長） 見附市 久住時男（市長） 岐阜市 小澤里美（健康部健康政策課 管理監） 高石市 澤野泰明（土木部事業課 参事） 豊岡市 中貝宗治（市長） 筑波大学 久野譜也（教授） (株)アトリエ74建築都市計画研究所 佐々木政雄（代表取締役社長） (株)国際開発コンサルタンツ 松原悟朗（代表取締役社長） 東日本電信電話(株) 齋藤義男（理事） 日本アイ・ビー・エム(株) 飯島淳一（医療・医療品産業事業部長） (株)つくばウエルネスリサーチ 渡邊理津子（代表取締役常務） (3) 意見概要（会議結果） ①科学的根拠に基づいた、持続可能な新しい都市モデル「スマートウエルネスシティ」の構築スピードを上げるためにも総合特区制度の活用が必要である。 ②歩いて生活するためには公共交通が重要であり、都市部と地方部により環境が異なるため、それぞれの状況に応じて検討していくことが重要である。 ③「歩きだすこと」だけでなく、「歩き続ける」まちとなることが重要である。

協議会の様子

久住会長（見附市長）

第2回協議会

状況説明、総合特区の申請ポイント決定、今後のスケジュール

伊達市 仁志田昇司（市長）

三条市 渡辺一治（福祉保健部長）

岐阜市 小澤里美（健康部健康政策課 管理監）

豊岡市 中貝宗治（市長）

(株)アトリエ74建築都市計画研究所 佐々木政雄（代表取締役社長）

東日本電信電話(株) 齋藤義男 (理事)

(株)つくばウェルネスリサーチ 渡邊理津子 (代表取締役常務)

①科学的根拠に基づいた、持続可能な新しい都市モデル「スマートウェルネスシティ」の構築スピードを上げるためにも総合特区制度の活用が必要である。

③「歩きだすこと」だけでなく、「歩き続ける」まちとなることが重要である。

	臨時協議（平成 24 年 2 月 13 日 全会一致により決議） (1) 総合特別区域計画に係る認定申請に係る認定計画について 認定計画については、書面もしくはメールにより協議することとする。 〈理由〉 認定計画の提出期限が迫っており、日程の都合上、新たに協議会を開催せず、書面もしくはメールにて協議を行い、合意内容は協議会での決議事項と同等に扱うこととしたい。 (2) 新規会員の入会 当地域協議会の構成員として株式会社常陽銀行、株式会社三井住友銀行の入会を認める。 〈理由〉 総合特別区域計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に利子補給金を受けられることができるという金融支援制度を活用するため。当該制度を利用するためには、借り入れを行うとする金融機関が総合特区に係る地域協議会の構成員であることが求められている。 常陽銀行、三井住友銀行の選定理由は、当該制度を利用して借り入れを行う予定の事業者が協議会の会員である株式会社つくばウエルネスリサーチのみの予定であり、両銀行は株式会社つくばウエルネスリサーチの取引銀行であるため。
意見に対する対応等	各意見については、協議会で取り組むべき（記載すべき）こととの確認を得たので、意見を踏まえて各市等で作業や内容確認を実施して、認定申請書及び規制の特例措置等の提案書に追加記載した。 (株)常陽銀行、(株)三井住友銀を協議会の委員として認める。
	臨時協議（平成 24 年 6 月 14 日 全会一致により決議） (1) 総合特別区域計画に係る認定申請に係る認定計画の変更について、書面もしくはメールにより協議することとする。 〈理由〉 地域活性化総合特別区域計画の変更の届け出の提出期限が迫っており、日程の都合上、新たに協議会を開催せず、書面もしくはメールにて協議を行い、合意内容は協議会での決議事項と同等に扱うこととしたい。 (2) 特定地域活性化事業から一般地域活性化事業への変更 自治体共用型健康クラウドの整備（健康情報活用基盤構築事業）について、特定地域活性化事業から一般地域活性化事業に分類を変更する。（理由） 規制緩和の要望を提出していることから特定地域活性化事業に分類していたが、現行法で対応可能との結論を得たため、一般地域活性化事業に分類を変更する。 (3) 自治体共用型健康クラウドの活用の追加について

	一般地域活性化事業において、自治体共用型健康クラウドの活用（地域イノベーション創出実証研究補助事業）事業を追加する （理由） 健康情報活用基盤構築事業において構築した自治体共用型健康クラウドを用いて、高度なデータマイニング技術を用いた施策シミュレーションの分析エンジンの実用化に向けた実証研究を行うため。 (4) 歩いて暮らせるまちへの再構成事業の追加について 歩いて暮らせるまちへの再構成（地域新成長産業創出促進事業）事業を追加する。 （理由） 健康無関心層の行動変容を促すための社会技術を早期に構築することを目的とした調査研究を行うため。
意見に対する対応等	各意見については、協議会で取り組むべき（記載すべき）こととの確認を得たため、意見を踏まえて各市等で作業や内容確認を実施して、認定申請書に追加記載した。
協議を行った日	①平成26年5月22日 ②平成26年6月30日
協議の方法	書面協議
協議会の意見の概要	書面協議① (1) 開催日時 平成 26 年 5 月 22 日 (2) 開催理由 日程の都合上、新たに協議会を開催せず、書面もしくはメールにて協議を行い、合意内容は協議会での決議事項と同等に扱うこととしたい。 (3) 議題 評価指標および数値目標の変更、SWC 総合特区に係る区域変更 (4) 協議自治体 見附市 伊達市 新潟市 三条市 岐阜市 高石市 豊岡市 (5) 意見概要（協議結果） 千葉県浦安市と栃木県大田原市を「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」に区域追加する。

	<理由> SWC 総合特区では、広域連携のメリットを生かし、大中小の異なる都市規模の自治体で、ゴールを共有しながら、それぞれが同一、或は異なるアプローチで取り組みを同時進行で進めることで、一定期間で最大限の成果が得られるよう進めてきた。 その結果、複数の成果（社会技術）が得られてきたが、それらを総合特区に参加していない自治体にも移転し、具体化をしていくことも SWC 協議会に課されている課題であると認識している。しかしながら、それらの社会技術の移転方法は具体化されていないのが現状である。 この課題解決に取り組むために、協議会では平成 26 年 2 月に開催した SWC 首長研究会（総合特区 7 市を含む 52 自治体の首長で構成）にて、特区成果および健康無関心層へのアプローチとしての健康ポイントの大規模社会実証構想を発表し、社会技術の移転候補を検討した。その結果、都市部として浦安市、地方部として大田原市が、市の健康課題の現状、SWC 施策にむけた実施体制から、最も効果的に移転方法の確立ができる自治体と判断し、2 市の SWC 総合特区区域への参加を認めたいもの。 書面協議② (1)開催日時 平成 26 年 6 月 30 日 (2)開催理由 日程の都合上、新たに協議会を開催せず、書面もしくはメールにて協議を行い、合意内容は協議会での決議事項と同等に扱うこととしたい。 (3)議題 SWC 総合特区に係る区域変更 (4)協議自治体 見附市 伊達市 新潟市 三条市 岐阜市 高石市 豊岡市 (5)意見概要（協議結果） 岡山県岡山市を「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」に区域追加する。 <理由> 平成 26 年 5 月 22 日開催の書面協議と同じ理由により、政令指定都市として岡山市が、市の健康課題の現状、SWC 施策にむけた実施体制から、最も効果
--	---

	的に移転方法の確立ができる自治体と判断し、SWC 総合特区区域への参加を認めたいもの。
意見に対する対応等	SWC 総合特区に係る区域変更について、千葉県浦安市・栃木県大田原市・岡山県岡山市の新規加入を認め、追加申請を行うこととした。

【参考資料：規約】

スマートウェルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会規約

(設置)

第1条 この会は、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定の申請、地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、スマートウェルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、つくば市天王台1丁目1番1号（筑波大学内）に置く。

(目的)

第4条 協議会は、健幸をまちづくりの核としたスマートウェルネスシティのプロジェクトを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する協議
- (2) 地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項に関する協議
- (3) 国と地方の協議会における協議への対応
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等の委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち市長及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年以内とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第8条 会長は、市長の中から委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長があらかじめ指名する副会長が会長の職務を代理す

る。

(監査員)

第10条 監査員は、委員の中から会長が指名する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(協議会の会議の運営等)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、協議会の会議の議決に代えることができる。

(分科会の設置)

第12条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、筑波大学大学院人間総合科学研究科内に事務局を置く。

(協議会の解散等)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成23年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年8月29日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

関係機関等名
伊達市
新潟市
三条市
見附市
岐阜市
高石市
豊岡市
浦安市
大田原市
岡山市
筑波大学
(株)アトリエ 7 4 建築都市計画研究所
東日本電信電話(株)
(株)国際開発コンサルタンツ
日本アイ・ビー・エム(株)

(株)つくばウェルネスリサーチ
(株)三井住友銀行
(株)常陽銀行

健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区地域活性化方針

〔 平成23年12月22日
内閣総理大臣決定 〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

自律的に「歩く」を基本とする『健幸』なまち（以下「スマートウェルネスシティ」という。）を構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創り、高齢化・人口減少社会の進展による地域活力の沈下を防ぎ、もって、地域活性化に貢献することを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

- ① 地域住民全体の健康づくり(生活習慣病の予防、寝たきりの予防、移動困難者の減少等)の支援

生活習慣病の増加、寝たきりの増加、移動困難者の増加等を逡減することが課題であり、その実現のためには地域において多数を占める健康づくりの無関心層を含む地域全体へのポピュレーションアプローチが必須であるが、従来の取組では、その効果には限界があり、これを実現する具体的手法の確立が必要である。

- ② 科学的・客観的なエビデンスに基づき、地域住民の健康状態を的確に把握できる仕組みの構築

現在は地域住民の健康状態を「見える化」する術がなく、結果、これを用いて政策評価を行うこともできない状況にある。そのため、政策効率を向上させるためにも、科学的・客観的で他と相互比較可能なエビデンスに基づく政策評価を各自治体が容易に行えるような仕組みづくりが必要である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

- ① 歩いて暮らせるまちへの再構成によるポピュレーションアプローチの実現

地域住民全体へ働きかることで、地域全体のリスクを低減する取組(ポピュレーションアプ

ローチ) を活用し、地域において多数を占める健康づくりの無関心層に対して、「運動する」という新たな心理的ハードルを課すことなく、住んでいるだけで自然に、楽しく「歩いてしまう(歩かされてしまう)、歩き続けてしまう」まちを創造することで、地域住民全体の日常の身体活動量を増加させる。

また、公共交通の拡充、利便性向上により、過度に車に依存しなくても生活できる環境づくりを推進する。

スプロール化等により、自動車交通に過度に依らざるを得なくなっている「まち」のあり方を見直し、徒歩、自動車、公共交通の適切な役割分担を実現し、「歩く」ことを基本とした「自律的な」生活様式への誘導を図ることで、地域住民の『健幸』を確保する。

② 健康クラウドの導入による持続可能かつ客観的な政策評価手法の確立

健康づくりに関する政策の立案、評価に容易に利活用可能な、科学的エビデンスに基づく客観的な指標となる「健幸度」を開発する。

健幸度は、政策評価に利用するため、医療費、介護給付費等の中長期的なアウトカムに比べて、自治体の実施する健康関連政策の結果を短期的に反映する性質を持たせ、かつ、医療費、介護給付費等とも直接的に相関するように設計する。

また、住民の健康状態と相関が認められる社会科学的因子の「地域のソーシャルキャピタル」、「ヘルスリテラシー」が住民の健康に与える影響もポイント化して反映する。

また、地域住民の健幸度の測定において必要となる、医学的因子(健診情報やレセプト等の基礎的情報)に関する情報を一元化したデータベースを構築する。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。